



第4号様式

流 消 中 第 93 号
令和 7 年 2 月 25 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 20 日付け、流監第 107 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和7年2月20日・流監第107号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
消防本部中央消防署	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあつたため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手類やレターパック、収入印紙は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	従前の切手受払簿では、金種毎の購入、使用状況及び枚数の確認ができなかつたため、様式変更をし、適正な管理が実施できるようにしました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。